

京都大学役員の兼業に関する申合せ

平成16年5月17日役員会決定

(意義)

第1条 この申合せは、国立大学法人京都大学の役員(以下「役員」という。)の兼業の取扱いに関する事項を定める。

(定義)

第2条 役員が従事することができる兼業は、次に掲げるものとする。

- 一 営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねること。(以下「営利企業の事業に直接関与しない兼業」という。)
- 二 医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学学園、公益法人及び法人格を有しない団体の役員の職又はその事業の職を兼ねること。(以下「営利企業以外の法人等の兼業」という。)
- 三 公立、私立の学校、専修学校、各種学校、放送大学学園等の教育施設等で教育に関する事業又は事務の職を兼ねること。(以下「教育に関する兼業」という。)
- 四 国又は地方公共団体の行政機関(附置された機関及び施設並びに病院等を含み、前号の「教育施設等」を除く。以下「国等の行政機関」という。)に設置されている審議会等の非常勤の職、研究機関若しくは研究施設の非常勤の職、非常勤医師又はその他必要に応じて置かれている職を兼ねること。(以下「国等の行政機関の兼業」という。)
- 五 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項の規定に基づき、個別法により設置された法人の職、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置された国立大学法人又は大学共同利用機関法人(国立大学法人又は大学共同利用機関法人により設置された国立大学及び大学共同利用機関の職を含む。)の職を兼ねること。(以下「独立行政法人等の兼業」という。)

(営利企業の事業に直接関与しない兼業)

第3条 第2条第1号の営利企業の事業に直接関与しない兼業とは、次に掲げるものをいう。

- 一 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものでない場合
- 二 大学が所有する特許又は大学が管理する国有特許(出願中のものを含む。)の実

施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合

- 三 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
- 四 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。この号において同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- 五 公益性が強く法令（条例を含む。）で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- 六 大学等技術移転促進法（平成10年法律第52号。）第2条第1項にいう特定大学技術移転事業者並びに同法第12条第1項及び第13条第1項にいう認定事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- 七 前号の特定大学技術移転事業者及び認定事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- 八 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

（営利企業以外の法人等の兼業）

第4条 第2条第2号の営利企業以外の法人等の兼業であっても、次に掲げるものに該当する場合は、原則として従事することができない。

- 一 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療、療養機関の長を含む。）を兼ねる場合
 - 二 学校法人及び放送大学学園の役員（理事長、理事、監事）及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長を兼ねる場合
 - 三 公益法人及び法人格を有しない団体（次項において「公益法人等」という。）の会長、理事長、理事、監事、顧問、評議員、役員又はその他これらに準ずる者（次項において「会長等」という。）を兼ねる場合
- 2 ただし、前項の規定にかかわらず、次に掲げる公益法人等の会長等を兼ねる場合は、従事することができる。
- 一 国際交流を図ることを目的とする公益法人等
 - 二 学会等学術研究上有益であると認められ、当該役員の研究分野と密接な関係がある公益法人等
 - 三 学内に活動範囲が限られた公益法人等及びこれに類する公益法人等
 - 四 育英奨学に関する公益法人等
 - 五 産学の連携・協力を図ることを目的とする公益法人等
 - 六 その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする公益法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの

(教育に関する事業)

第5条 第2条第3号の教育に関する兼業における教育に関する事業又は事務の職の範囲は、次に掲げるものをいう。

- 一 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長及びこれらの教育施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務(庶務又は会計の事務に係るものを除く。この項において同じ。)に従事する者の職を兼ねる場合
 - 二 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の長及びこれらの施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職
 - 三 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうちもっぱら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職
 - 四 学校法人、放送大学学園及び社会教育団体(文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。)のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与又は評議員の職及びこれらの法人又は団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職
 - 五 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は教育関係施設の長及びこれらの機関又は施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職
- 2 前項各号に該当する職を兼ねる場合であっても、次に掲げるものは、原則として従事することができない。
- 一 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
 - 二 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
 - 三 教育委員会の委員を兼ねる場合
 - 四 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長及びその他の役員の職を兼ねる場合
 - 五 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は教育関係施設の長を兼ねる場合

(国等の行政機関及び独立行政法人等の兼業)

第6条 第2条第4号の国等の行政機関の兼業及び第5号の独立行政法人等の兼業であっても、次に掲げるものに該当する場合は、原則として従事することができない。

- 一 地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合
- 二 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、国立大学共同利用機関法人等の常勤の職を兼ねる場合

(兼業に従事できない基準)

第7条 第2条第1号から第5号までに掲げる職であっても、次に掲げるものに該当する場合は、原則として従事することができない。

- 一 役員としての職務の遂行に支障が生ずると認められる場合
- 二 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められる場合
- 三 役員が当該兼業先との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係がある場合又はその発生のおそれがあると認められる場合
- 四 兼業する事業の経営上の責任者となる場合
- 五 兼業することが、役員としての信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となるおそれがあると認められる場合
- 六 第2条第1号から第3号までに掲げる兼業で、兼ねる職が常勤の職である場合
- 七 大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師等である場合

(その他)

第8条 この申合せに定めるもののほか、役員の兼業に関する取扱いについては、総長が定めることとする。